

離婚届

離婚と同時に養子離縁する場合や外国人と離婚する場合などは事前に市民課戸籍グループへご相談ください

1. 必要書類および事前手続きの確認

離婚届出の際には下記の添付書類や事前手続きが必要となります。

取り寄せに日数がかかる場合もあるため、事前に確認をし、届出当日までに忘れずにご準備ください。

	夫	妻
届出に必要な添付書類および事前手続き	各調書の謄本または審判書（判決書）の謄本及び確定証明書 ※1 (裁判所を介しての離婚の場合)	
	住民異動届 ※2 (転居・転入がある場合、 氏・本籍・筆頭者の変更等がある場合)	住民異動届 ※2 (転居・転入がある場合、 氏・本籍・筆頭者の変更等がある場合)
	転出手続き ※3 (離婚届出と同時に届出地に転入する場合)	転出手続き ※3 (離婚届出と同時に届出地に転入する場合)
	官公署発行の写真付きの身分証明書 ※4 マイナンバーカード または 運転免許証 その他 ()	官公署発行の写真付きの身分証明書 ※4 マイナンバーカード または 運転免許証 その他 ()
	印鑑 ※5 (署名欄に押印する場合)	印鑑 ※5 (署名欄に押印する場合)

※1 以下①～⑤に該当する離婚の場合、下記のとおり裁判所が交付した書類を持参してください。
(②・⑤については2種類の書類が必要となりますのでご注意ください。)

①調停による離婚の場合→ 調停調書謄本
②審判による離婚の場合→ 審判書謄本 及び 確定証明書
③和解による離婚の場合→ 和解調書謄本
④認諾による離婚の場合→ 認諾調書謄本
⑤判決による離婚の場合→ 判決書謄本 及び 確定証明書

※2 離婚届出の際に記入できるときは事前にご用意いただく必要はありません。

※3 離婚届出と同時に転入の手続き(転入届)をする場合には、事前に転出の手続きが必要です。
なお、土日祝日に会津若松市役所で離婚届出と同時に転入届を希望される場合、事前にいままでの住所地の市町村役場に出向き、「転出証明書」を交付してもらい、離婚届と一緒に持参してください(「転出証明書」が交付されないマイナンバーカードによる特例転入またはオンライン転出の手続きでは、土日祝日には転入届ができませんのでご注意ください)。

※4 マイナンバーカードや運転免許証をお持ちでない場合は、パスポートを持参ください。
いずれもお持ちでない場合、次のうち2点を持参ください→保険証、年金手帳、社員証等

※5 令和3年9月1日から届出人欄及び証人欄の押印は必須ではなく任意となりました。

2. 離婚届の記入

裏面の記入例をご参照の上、記入してください。

内容に誤りがあると離婚届を受理できない場合があります。

以下のチェック表をご活用ください。

【離婚届最終チェック表】

用紙左側	(1)	氏名	<input type="checkbox"/> 婚姻中の(現在の)氏名を記入
		住所	<input type="checkbox"/> 届出日現在の住民票上の住所を記入(同時に会津若松市外からの転入届または会津若松市内での転居届をする場合は新しい住所を記入) ※同時に転入届をする場合、事前に転出の手続きが必要(土日祝日に転入する場合「転出証明書」の添付が必要)
	(2)	本籍	<input type="checkbox"/> 婚姻中の本籍を記入
	(3)(4)	離婚の種別	<input type="checkbox"/> 裁判所を介さず夫妻の話し合いで合意して離婚する場合には協議離婚にチェック(それ以外の場合は裁判所発行の書類の添付が必要となります)
		婚姻前の氏にもどる者の本籍★	<input type="checkbox"/> (婚姻時に氏を変えた方が)旧姓に戻す場合に、もとの戸籍に戻るか新戸籍を作るかを選択 <input type="checkbox"/> 現在(婚姻中)の氏をそのまま使う場合は記入不要 →離婚届とは別に「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を提出
	(5)	未成年の子の氏名	<input type="checkbox"/> 親権を行う方の欄に未成年の子の氏名を記入
	(6)(7)	同居の期間	<input type="checkbox"/> 同居を開始したとき、別居したときを記入
	(8)	別居する前の住所	<input type="checkbox"/> 別居していない場合は記入不要
	(9)	別居する前の世帯の主な仕事	<input type="checkbox"/> 夫妻が別居する前の世帯で、一番収入のあった世帯員の方の職業で当てはまるものにチェック
		届出人署名★	<input type="checkbox"/> 夫妻が婚姻中の氏名でそれぞれ自署 ※押印は任意
用紙右側		証人欄★	<input type="checkbox"/> 成人の証人2名がそれぞれ自署 ※押印は任意(調停、審判等の裁判離婚の場合は証人不要) <input type="checkbox"/> 証人がそれぞれ生年月日、住所、本籍を正しく記入(特に本籍に誤りがないようご注意ください)
		連絡先	<input type="checkbox"/> 日中連絡がとれる電話番号を記入
	点線枠内	子の面会交流	<input type="checkbox"/> 未成年の子がいる場合にチェックを入れる
		子の養育費	<input type="checkbox"/> 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合にチェックを入れる

★印の欄は、内容に誤りがあり修正の必要が生じた場合、ご本人しか修正ができませんのでご注意ください。

戸籍届出に関する問合せ先：会津若松市役所 市民課 戸籍グループ
(電話 0242-39-1230)